

## 陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 127 号	
件 名	新潟市における会計年度任用職員の継続採用について	
要 旨	<p>令和6年6月28日付の人事院通知によると、非常勤の国家公務員（期間業務職員）について、公募を経ずに継続採用できる期間の制限を撤廃したと発表しました。これにより、不安定雇用の解消や人材確保につなげていただきたいものである。</p> <p>新潟市の会計年度任用職員の採用においても、見直しが進む可能性があるのでと想えられる。新潟市において、今後、最長5年の上限を撤廃し、継続採用（ずっと長く働けるように）していただきたい。</p> <p>今後、会計年度任用職員の最長5年の再度の任用の上限を撤廃し、継続採用を実施することを求めて陳情いたします。</p>	
付 託 年月日 委員会	令和7年12月5日	総務常任委員会
受 理	令和7年11月13日	第423号